

NOVA被害者説明会 進行次第

2007年(平成19年)12月3日

午後3時～5時(1回目)

午後6時～8時(2回目)

※ 2回とも同内容の説明です。

大阪弁護士会館2階ホール

主催 大阪弁護士会

司会 弁護士 田村 康 正

同 江口 文 子

- 1 開会挨拶
弁護士 小 谷 寛 子
(大阪弁護士会副会長)
- 2 破産管財人あいさつ
株式会社ノヴァ 破産管財人
- 3 説明
 - ① NOVAの現状と倒産に伴う法律関係
弁護士 五 條 操
 - ② クレジット支払い停止の抗弁書の記載方法
弁護士 中 井 真 雄
- 4 質疑応答
- 5 閉会挨拶
弁護士 片 山 登 志 子
(消費者保護委員会委員長)

以上

NOVAの現状と倒産に伴う法律関係

2007年12月3日

大阪弁護士会消費者保護委員会

1 経緯 (いずれも2007年)

- 4月 3日 中途解約金精算金に関し、NOVAの計算方法を違法とする最高裁判決
- 6月13日 経済産業省、一部業務停止処分
- 6月15日 厚生労働省、教育訓練給付でNOVAの指定を取消
- 10月26日 NOVA、大阪地方裁判所に会社更生手続開始申立て、同日保全管理命令により保全管理人就任
- 11月 6日 NOVA、ジー・コミュニケーション社(GC社)と事業承継の覚書締結
- 11月13日 NOVA、GC社、及びジー・エデュケーション社(GE社)との間で事業承継に関する合意書を締結
- 11月15日 会社更生申立棄却決定
- 11月26日 NOVAに対し破産手続開始(法律の規定による)

2 会社更生手続

窮境にある株式会社について、債権者(本件では生徒、従業員を含む)、株主等の利害関係者の利害の調整と、会社の事業の維持・更生を目的とする手続。

多くの場合、申立直後に裁判所から保全命令があり、申立前の原因に基づく債務の弁済(中途解約による授業料の精算金を含む。)が禁止される。

本来、その会社自身の立て直しを目的とする手続であるが、会社の事業を別の企業に譲渡し、他の企業にそれまでの事業の存続を委ねる場合にも会社更生手続が利用されることもある。今回も、NOVAの事業の一部がGE社に譲渡された。

事業の譲渡が完了すると、譲渡した企業(NOVA)はその事業をすることができなくなるため、会社の主要な事業を譲渡すると会社更生手続によりその会社(NOVA)を再建することは困難となる。今回も、譲渡完了後に、会社更生申立は棄却(ききやく)され、法律の規定に基づき、次に説明する破産手続に移行した。

3 破産手続

- ① 支払不能等の債務者について、法律に従って清算をする手続。清算は、裁判所から選任される破産管財人が行う。本件では、保全管理人がそのまま破産管財人に選任された。

清算とは、会社が保有していた財産をお金に換え(換価)、法律の規定に基づいて債権を届け出た債権者に分配することである。

ただし、分配される債権には優先順位があり、租税、従業員等への給料が優先される。

受講料の精算金やNOVAが授業を提供できなくなったことによる生徒の損害賠償請求権について一般破産債権と考えれば、管財人が換価した資産から手続費用、優先権のある未払の税金や給料等の支払いが完了した上でないと、一般債権者に対する配

当はできない。

今回、保全管理人の説明によると一般債権者への配当は困難とのことである。配当の見込みがない場合には、債権届け出の手續自体が行われない場合が多い。

② 破産手續には「査定」「否認の請求」の制度がある。

査定とは、会社の役員の子会社に対する責任追求（損害賠償請求）を破産管財人が行う手續である。ただし、会社が倒産したからといって常に役員に会社に対する損害賠償責任が生じるわけではなく、会社法上責任が発生する場合に限られる。

否認の請求とは、倒産間際の抜け駆け的な弁済等について、管財人がこれを否認し、支払われた金員を相手方から取り戻す手續である。

査定・否認の手續等により金員を回収した場合、債権者への配当の原資となるが、分配方法は上記のとおりである。保全管理人の説明では、相当巨額の回収がない限り、これら手續により回収ができたとしても、これが受講生への配当に繋がる可能性は低い。

4 NOVAとの法律関係

① NOVAに対する代金支払未了の場合（信販会社のNOVAへの立替払が未了の場合を含む。）

支払に見合う債務の履行の提供を受けていなければ、代金の支払いを拒絶できる。

② NOVAに対する支払完了後の場合

NOVAに対しては、破産手續に参加できるにとどまる。

ただし、クレジットを使用している場合には、信販会社に対し、支払い停止の抗弁を主張できる場合がある。

これについては、後で別途説明する。

5 GE社との法律関係

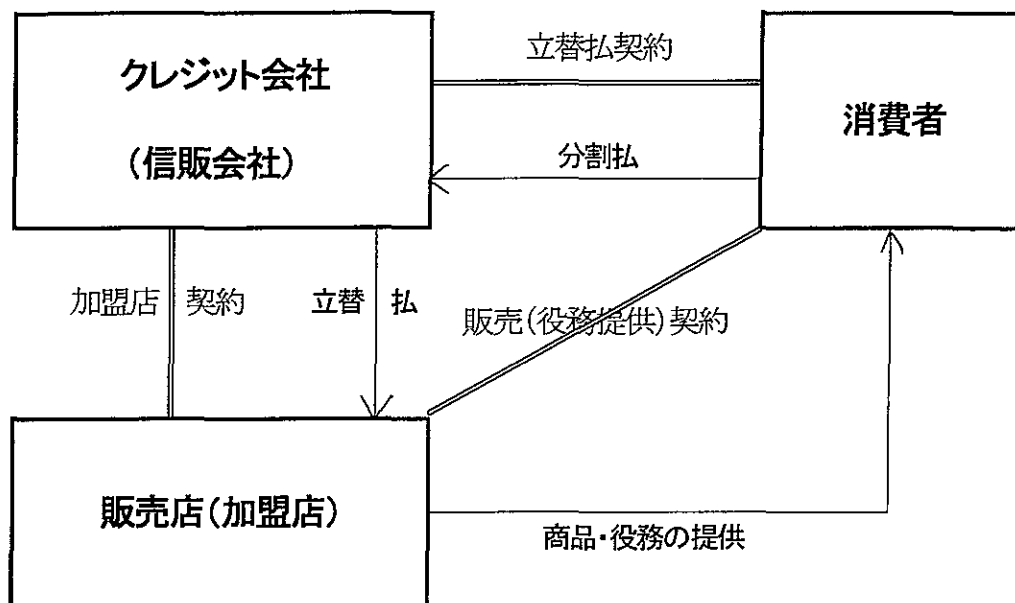
GE社及び保全管理人の説明によると、GE社はNOVAから、事業（営業施設や従業員等）の一部の譲渡を受けているが、受講生との契約関係を承継している訳ではない（これらの承継については、原則として受講生の同意が必要である。）

法律的には、GE社が事業譲り受けの条件として、NOVA受講生に対する割引措置を提供しているに過ぎない（その意味で、NOVAという名前や教室・教材使用の引継ぎの便宜はあるにしても、他の英会話学校と新規に契約するのと基本的には代わりはない）。

したがって、GE社との関係は同社が提示する契約条件によって決まる。

6 クレジットを使用した場合の信販会社との法律関係

① クレジットのしくみ



加盟店契約＝継続的に販売店の顧客に信販会社が信用供与（立替払）することを約束することが主な内容（ただし、顧客であれば常に立替払いするわけではない）

販売（役務提供）契約＝加盟店と消費者との間の商品の売買や役務の提供の契約

立替払契約＝消費者が販売店から購入した商品やサービスの代金を信販会社が立替払し、消費者は信販会社に分割払いし一括で後日返済することを約束する契約

- ② 販売（役務提供）契約と、立替払契約が形式上別個の契約であることから、販売契約が取り消されたり、解除された場合、販売店が商品やサービスの提供を怠ったり、そのまま倒産したりした場合、消費者と信販会社との立替払契約をどのように処理するのが問題となる。

- ③ 販売店に対する抗弁の信販会社への主張（抗弁の接続 割販法30条の4）

・ 内容

消費者は、割販購入あつせんにより購入した指定商品・指定権利・指定役務について、クレジットの支払の請求を受けたときは、その商品等について、販売店に対して生じている事由をもって、クレジット会社に対抗することが出来る（＝支払いをストップできる）。

- ・ 適用範囲 指定商品・役務制、1回払、2回払は対象外
- ・ 割販法30条の4を根拠にして当然に既払金の返還まで請求することはできない。既払い金の取り戻しを認められるかは、NOVAと信販会社との間に返還を認めるべき特段の事情があるかが問題となる。

7 その他

以上

抗弁書送付先・関係先一覧表

会社名	受付窓口電話番号	送付先
(株)クオーク	0120-875-909	〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー10F (株)クオーク 東京サービスセンター
(株)アプラス	0120-010-987	〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9-1 江坂東洋ビル (株)アプラス お客様相談室 NOVA相談窓口
アフレッシュク レジット (株)	0120-214-161	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-10-10 アフレッシュクレジット(株) お客様相談室
(株)ジャックス	06-6872-6111	〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル5F (株)ジャックス カスタマーサービス
(株)ライフ	06-6241-7705	〒541-0054 大阪市中央区南本町4-5-7 東亜ビル6F (株)ライフ 大阪支店
三洋電機クレジ ット(株)	06-6949-3490	〒540-6019 大阪市中央区城見1-2-27 クリスタルタワー19F 三洋電機クレジット(株) お客様相談室
プライムファイ ナンス(株)	03-3548-8839	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-13-6 共同ビル新三越前8F プライムファイナンス(株) 提携事業部
(株)パシフィック リース	06-6213-3799 (11/12 現在不通)	〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋2-3-2 (株)パシフィックリース
(株)クレディ・ア ルマーニュ	06-6535-5101	〒550-0014 大阪市西区北堀江1-1-21 四ツ橋センタービル6F (株)クレディアルマーニ
(株)ノヴァ破産管 財人事務所	FAX 06-6649-9790	〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目10番14号 西天満あさひビル2階 破産者株式会社ノヴァ 破産管財人室

これ以上の被害をくい止めよう！ 安心して利用できるクレジット制度 への法改正を求める署名にご協力ください。

次々販売は顧客の支払能力を無視したクレジット(過剰与信)による被害です！

埼玉県富士見市で発生した認知症の姉妹に対する住宅リフォーム工事の次々販売被害は、クレジット会社が年金暮らしで判断能力が低下したお年寄りの自宅を競売申し立てしたことで発覚しました。必要性のないリフォーム工事を現金払いやクレジットで次々と契約させ、その総額は約5000万円。年金収入しかないため支払い不能に陥り、自宅を競売にかけられました。

富士見市の事件以外にも、布団や呉服などをクレジットで次々と購入させられ、生活を破壊された被害者はたくさんいます。

これ以上の被害をくい止めるため、顧客の支払能力を超えるクレジット契約の防止を定めた割賦販売法38条を、より実効性があるものに改めるべきです！



クレジット会社の悪質販売防止義務と共同責任を！

絵をクレジットで買ってレンタルすれば、毎月の支払額を上回るレンタル料が入るので儲かる」と勧誘し、実際には絵をレンタルしておらず、購入者にクレジットの支払いだけが残される絵画レンタル商法。1月10日に、警視庁は、山口組系暴力団員が運営していた絵画販売会社「アートクラシックス」の関係者を、組織犯罪処罰法違反(組織的詐欺)の疑いで逮捕しました。

クレジット会社が悪質な販売方法をチェックしないでクレジットを使わせているため、悪質業者や暴力団に詐欺の手段として利用される被害が後を絶ちません。クレジット会社自身が悪質業者を排除する義務と責任を負わなければ、誰も被害拡大を止められません！

現行の法規制の抜け穴をなくし、悪質業者を締めだそう！

現行の割賦販売法は、「2ヶ月以上の期間にわたり、かつ、3回以上の分割払い」によるクレジットを対象としており、1~2回払いは規制対象とはなっていません。そこで悪質業者は、規制を逃れるため年金生活者であってもボーナス一括払いを使わせます。1回払いも規制の対象とすべきです！

そのうえ、現行法は、指定された商品等のクレジットだけを対象にしています(指定商品制)。そのため、被害が生じた商品等の追加指定を繰り返しており、これではいつまでも被害の後追いです！

被害の多くが契約書型クレジットによるものです！

カードを利用しないクレジットがあることを知っていますか？ 商品を購入するたびに契約書を作るタイプのクレジットで、リフォーム詐欺のような悪質商法はほとんどがこれを利用しています。消費生活センターに寄せられるクレジット取引に関する苦情相談の実に8割が、この契約書型によるものです。

ところが、この契約書型クレジットには、カード型と違って開業の規制がされておらず、誰でも自由に行えることになっています。消費者にとって身近なものでありながら野放し状態の契約書型クレジットに、登録業者のみが行えるようにするなどの規制が不可欠です！

御中(信販会社名)

支払停止のお申し出の内容に関する書面(支払停止抗弁書)

本書面のご記入日 平成 年 月 日
信販会社へのお申出日 平成 年 月 日(すでに電話等でお申出の場合)

フリガナ
氏名 (印) 生年月日 大正昭和平成 年月日
住所 〒
会員番号(契約番号) 連絡先の電話番号 自宅勤務先携帯 (会社名)

※会員番号は、請求書などをご参照ください。なお、会員番号が不明の場合は空欄でも結構です。
また、連絡先は、ご連絡の際都合の良いものをご記入ください。
下記、お手元のご記入欄には、「クレジットのお申し込みの内容」や「請求書」などをご参照の上、おわかりになる範囲で出来るだけ詳しくご記入ください。

1 ご契約の内容について

取扱店名 株式会社ノヴァ 校 販売店担当者名
販売店(加盟店)所在地
商品(権利)役務の内容 1. レギュラーコース レッスンポイント ()ポイント
2. レギュラーコースB(コース名: /準備コース 有・無)
3. VOICE 4. テレビ電話機器 5. テキスト 6. 入学金
7. その他()
クレジット金額(手数料込) 合計 円 クレジット申込日 年月日

※お買上金額欄には、当該クレジット契約における「お支払い総額」をご記入ください。

2 お申出の内容

下記の理由により、貴社に対し、クレジット契約に基づく支払を拒絶いたします。

(1)役務の(全部・一部)の提供をしてくれない。

(2)解約金の返還を受けていない

※(1)(2) いずれかに○をつけてください。

3 NOVAとの交渉状況経過、その他記入欄

連絡日 受付者名
交渉内容 ※記入しきれない場合は、別紙可
その他記入欄 破産手続開始のため。
スポンサー企業はNOVAの債務承継を否定している。

※交渉内容欄には、交渉日時、取扱担当者及び申出の内容について、できるだけ詳細にご記入ください。

凹凸クレジット 御中(信販会社名)

支払停止のお申し出の内容に関する書面(支払停止抗弁書)

本書面のご記入日 平成19年 11月 ×日
 信販会社へのお申出日 平成19年 10月〇〇日(すでに電話等でお申出の場合)

フリガナ	ダイベン タロウ		大正	××年 〇月 △日
氏名	大弁 太郎 (印)	生年月日	昭和 平成	
住所	〒530-〇× 大阪市北区天神橋〇丁目×番地〇号 △マンション 〇〇×号室			
会員番号 (契約番号)	××〇〇×〇〇×〇	連絡先の 電話番号	自宅	06(6×××)〇〇〇〇
			勤務先	()
			携帯	()

※会員番号は、請求書などをご参照ください。なお、会員番号が不明の場合は空欄でも結構です。
 また、連絡先は、ご連絡の際都合の良いものをご記入ください。
 下記、お手元のご記入欄には、「クレジットのお申し込みの内容」や「請求書」などをご参照の上、おわかりになる範囲で出来るだけ詳しくご記入ください。

1 ご契約の内容について

取扱店名 (販売業者・役務提供事業者)	株式会社ノヴァ	西天満校	販売店 西天満校 担当者名 野庭 花子
販売店(加盟店) 所在地	大阪市北区西天満〇丁目×番地△号		
商品(権利) 役務の内容	①レギュラーコース レッスンポイント (150)ポイント 2. レギュラーコースB(コース名: /準備コース 有・無) ③VOICE 4. テレビ電話機器 5. テキスト ⑥入学金 7. その他()		
クレジット金額 (手数料込)	合計 556000 円	クレジット申込日	200×年 11月 〇日

※お買上金額欄には、当該クレジット契約における「お支払い総額」をご記入ください。

2 お申出の内容

下記の理由により、貴社に対し、クレジット契約に基づく支払を拒絶いたします。

①役務の(全部・一部)の提供をしてくれない。

(2)解約金の返還を受けていない

※(1)(2) いずれかに〇をつけてください。

3 NOVAとの交渉状況経過、その他記入欄

連絡日	2007年6月×日	受付者名	野庭乃 太郎
交渉内容	授業の予約が取れず解約申入。 受付けられたが、返金無し。		
その他記入欄	破産手続開始のため。 スポンサー企業はNOVAの債務承継を否定している。		

※記入しきれない場合は、別紙可

※交渉内容欄には、交渉日時、取扱担当者及び申出の内容について、できるだけ詳細にご記入ください。

クレジット被害をなくすための法改正を求める請願書

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

2007年 月 日

【請願趣旨】

今日の悪質商法被害の多くにクレジットが関係しており、顧客の支払能力をはるかに超えるクレジット過剰与信や、クレジット悪質販売の被害が増え続け深刻化しています。私たちは、こうした被害を撲滅し、クレジットが消費者にとって安心して利用できるものになるよう、割賦販売法を改正すべき内容として、次の請願事項を求めます。

【請願事項】

- 1 顧客の支払能力を超えるクレジット契約(過剰与信)ができないように、クレジット会社に対して実効性のある制限を設けて下さい。
- 2 クレジット会社には、悪質商法にクレジットが使われないようにする義務と、販売業者と同じ責任を持たせて下さい。
- 3 クレジット契約の規制対象に1回払いを含め、商品等の限定(指定商品制)は止めて下さい。
- 4 契約書型のクレジット業者にも登録制などの規制を設けて下さい。

氏名	住所

* 上記個人情報の本目的以外には使用しません。

署名集約団体 **日本弁護士連合会**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
TEL03-3580-9841(代) FAX 03-3580-2866

集約単位会

[大阪]

弁護士会

取扱団体

[]